

2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-1 ベトナム技術協力

2-1-1 調査の概要

これまで複数年度に亘り、ベトナム技術支援として、ベトナムの GPP 及び同国のタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(VGL)」を所管するベトナム天然資源環境省(MONRE)に対して技術協力を行ってきた。ベトナム現地にて現地事業者等を対象にした VGL セミナーの開催のほか、日本の優れた環境技術や GPP 制度、実施機関の優良事例等を学ぶ機会として MONRE 職員に対する訪日研修を実施するなど、ベトナムにおける両制度のボトムアップに向けた能力開発に努めてきた。昨年度は、MONRE が強く希望した VGL ホテル・レストラン基準の策定支援に取り組み、複数の現地事業者や MONRE とのヒアリング、セミナー方式での事業者との意見交換会の実施を経て、作成した基準案を 2020 年 1 月に MONRE に提出した。

今年度は、後述する環境保護法の改正を機に、GPP 及び VGL 制度が再始動する段階となり、MONRE が両制度をこれまで以上に実効性のある形で運用し、軌道に乗せられるかが試される正念場である。そこで、昨年度に作成した VGL ホテル・レストラン基準の策定動向や両制度の実際の運用状況を確認するとともに、新しい法律を背景とした次年度以降の技術協力の方向性について MONRE の希望を把握することに重点を置いたフォローアップを行った。当初、訪越したうえで MONRE との対面協議を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大をうけて、訪越が困難となったため、オンラインによる協議に変更された。

2-1-2 ベトナムの概要

1) 基礎データ

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約 9,762 万人の人口を抱える。1995 年に ASEAN に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。外務省によると、2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響により 10 年ぶりの低水準の経済成長率となったが、近隣諸国がマイナス成長の中、ASEAN 内で最も高い成長率を記録したとあり、新型コロナウイルス感染症終息後も、安定的な経済成長が期待される。日本との関係では、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第 3 位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。さらに、1992 年 11 月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。



表 2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32 万 9,241 平方キロメートル	人口	約 9,762 万人
ASEAN 加盟年	1995 年	言語	ベトナム語
GDP	約 3,406 億米ドル(2020 年)	経済成長率	2.91%(2020 年)
経済概況	(1) 1989 年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化した時期があったものの、1990 年代及び 2000 年代は高成長を遂げ、2010 年に(低位)中所得国となった。 (2) 2011 年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い一時成長が鈍化した。過去数年は ASEAN 域内でもトップクラスの成長率を達成(2015 年 6.68%、2016 年 6.21%、2017 年 6.81%、2018 年 7.08%)。特に、数多くの自由貿易協定(FTA)の発効(2019 年 4 月時点で 12 の FTA が発効済)、ODA を活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景とした外資の製造業の誘致により、輸出主導型の経済成長を続けてきた。		

出典：外務省-ベトナム社会主義共和国基礎データ(2020 年 1 月 15 日現在)

2) ベトナム・グリーンラベル

(1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムのタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル」は MONRE が所管している。まず、2009 年の MONRE 「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT¹」により、ベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT²」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月に発布された「決定 No. 154/QD-BTNMT³」にて 14 基準が制定・改定され、2017 年 11 月発布の「決定 No. 2186/QD-BTNMT⁴」にて 3 基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの 2 つの決定文書には、ベトナム国内事業者及びベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、グリーンラベル申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。2020 年 10 月現在、17 基準が制定されており、53 製品が認証を取得している。MONRE ベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)を中心に、MONRE 内にあるベトナム・グリーンラベル事務局(Vietnam Green Label Office: VGL office)が事務局運営を担い、基準案策定や市場調査、申請技術関連資料の評価を担う技術委員会及び品目選定や基準案チェックを担当するベトナム・グリーンラベル評



ベトナム・グリーンラベル

¹ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

² <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (ベトナム語)

³ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

⁴ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

議会によって、ベトナム・グリーンラベルが運営されている。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約 1 カ月を要する。また、4) 環境保護法の改正の項にて後述するが、同法にて VGL 制度の位置づけが明確化され、より詳細な規則等については、別途、発出される法規で詳述されることとなっており、VGL を取り巻く法体系が改めて整備しなおされる可能性があることには留意されたい。

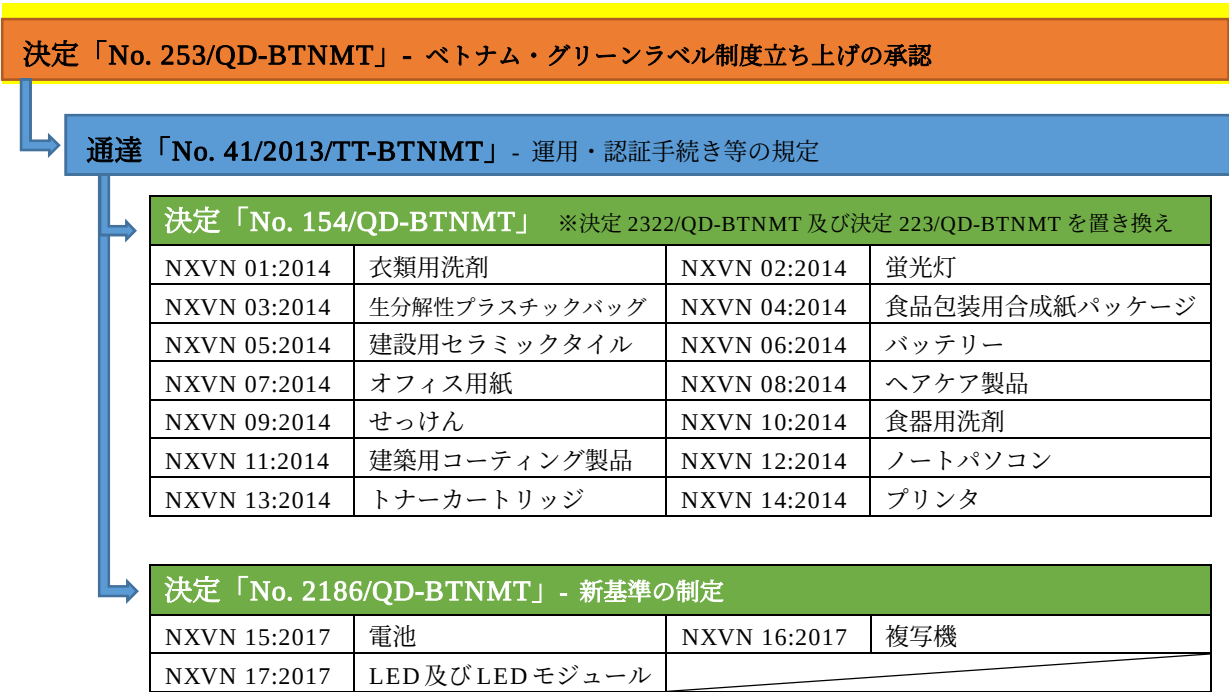
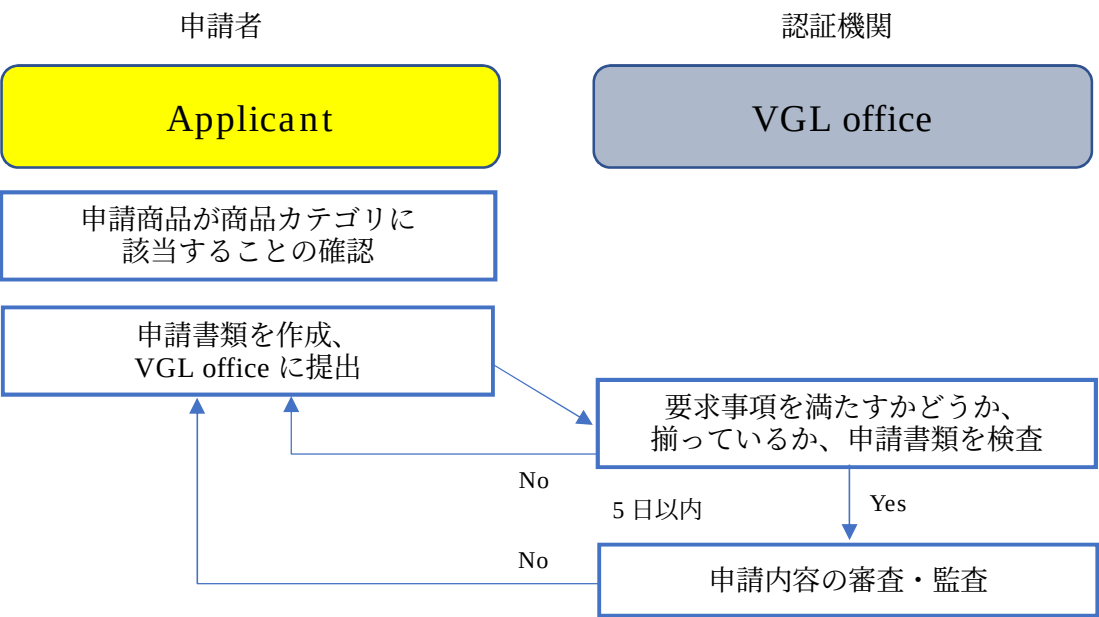


図 2-1-1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

(2) 認証プロセス

ベトナム・グリーンラベルの製品認証プロセスは以下の通りである。



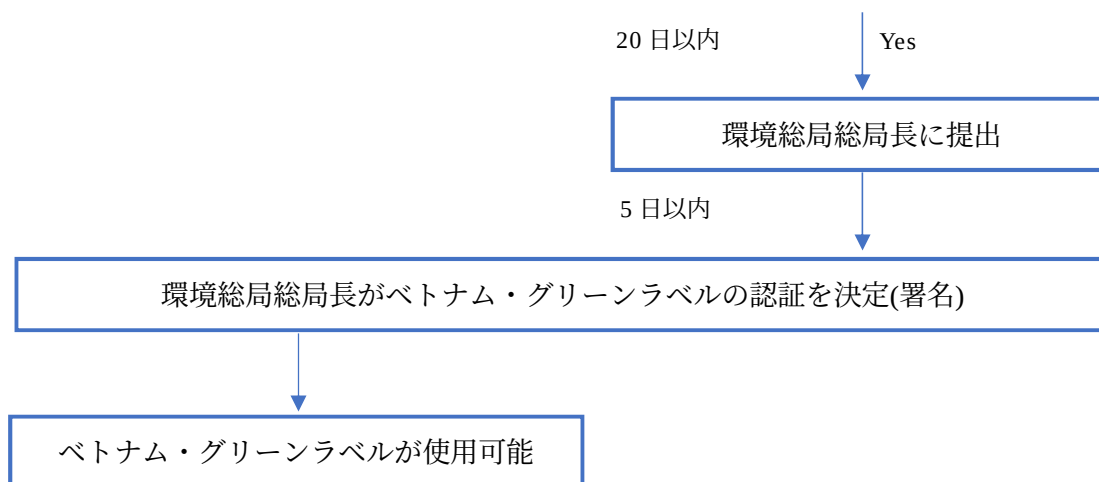


図 2-1-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

VGL office は、MONRE の VEA の下に設置されたベトナム・グリーンラベルの認証機関である。既存の基準に該当する製品の認証審査の商品申請手続き(基準適合の申請書類の確認、是正、補充を要求等)を VGL office が担当する。

なお、ベトナム・グリーンラベルの貼付は任意である。

①認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。なお、2021 年 3 月現在、VGLWeb サイトはリニューアル中であり、認証基準書のダウンロードができない。

②申請書

ベトナム・グリーンラベルの認証登録申請に必要な書類は下記の通りである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」 付属書 1 に定められた様式に従った申請書
2. 以下のいずれか 1 通
 - ・ 同通達付属書 2 に定められた様式に従った企業の環境保護活動報告書原本：1 通
 - ・ 法律の規定に従って登録された認定機関から発行された有効期限内の国家標準 TCVN ISO 14001 の認証証明書：1 通、
 - ・ 国際規定フォーラム(IFA)もしくは太平洋認定機関協力機構(PAC)の加盟組織によって発行された国際標準 ISO 14001:2004 もしくは同等基準の認証証明書：1 通
3. MONRE が制定したグリーンラベル基準を満たす製品評価レポートの原本のコピー：1 通、及び VEA が有効な申請書類を受領した日から 6 カ月以内に試験機関から発行された有効な試験結果

4. 商標登録証明書の原本のコピー：1 通
5. 製品の意匠を示す写真または図面：1 枚(21cm×29cm)

上述 1 及び 2 にある「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」附属書 1、2 は、以下の Web ページからダウンロードできる。

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Thong-tu-41-2013-TT-BTNMT-trinh-tu-thu-tuc-chung-nhan-nhan-sinh-thai-san-pham-than-thien-moi-truong-215509.aspx>

【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street, Nam Từ Liêm District, Hà Nội, Viet Nam E-mail : admin@vea.gov.vn 電話: (84-4)39424581 Fax: (84-4)38223189

③試験機関

科学技術大臣通達「08/2009/TT-BKHCN⁵」(2009 年 4 月 8 日)及び同省通達「10/2011/TT-BKHCN⁶」(2011 年 6 月 30 日付)に従って事業登録を行った試験機関による試験結果を提出することが要求される。また、外国の試験機関は、国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 で認定された試験所であることが要求される。

④認証審査

認証審査は VEA が行い、VEA 総局長が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 25 日以内に認証決定書が通知される。また、認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

⑤認証期間の更新(再審査)

ベトナム・グリーンラベルに関する審査、評価、及び再認証は下記 a、b のいずれかの場合に行う。再認証の登録手順・手続きは、ベトナム・グリーンラベルの初回申請と同様である。

a：3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 カ月前までに再認証に係る必要書類を提出する。

b：ベトナム・グリーンラベルの各基準への適合性に影響を与えるような、製品の設計または製造に変更があった場合。

ベトナム・グリーンラベル認証決定書の有効期間中に、ベトナム・グリーンラベルの基準が変更されても企業は再登録を行う必要はない。また、製品の商標のみ変更した場合でも再認証の登録を行う必要はないが、当該変更について環境総局に対して通知をしなければならない。

⁵ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Thong-tu-08-2009-TT-BKHCN-yeu-cau-trinh-tu-thu-tuc-dang-ky-linh-vuc-hoat-dong-danh-gia-su-phu-hop-87392.aspx> (ベトナム語)

⁶ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/linh-vuc-khac/Thong-tu-10-2011-TT-BKHCN-sua-doi-Thong-tu-08-2009-TT-BKHCN-129908.aspx> (ベトナム語)

⑥定期報告及び監査

ベトナム・グリーンラベルの認証を受けた企業は1年に一度、認証製品の生産量及び販売量についてVEAに報告しなければならない。

VEAは、違反の容疑があった場合またはクレームの申出があった場合、当該製品に対して、関連当局と協力の上、検査やランダム試験を行う。検査結果記録書または試験結果票で企業がベトナム・グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合、企業は当該製品に対しての検査・試験に要した費用を負担しなければならない。

(4) 料金

審査費用、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から支出されるため、事業者には費用はかからない。ただし、上述の通りVEAによる試験の結果、グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合はその限りではない。

なお、製品サンプルの試験費用やベトナム・グリーンラベルの認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

(5) 新しい基準策定の流れ

新しい認証基準は、グリーンラベル・コンサルティング協議会が開かれ、既認証基準や新基準について協議が行われる。協議を経て、技術委員会によって基準の草案が作成され、専門家、企業、消費者といったステークホルダーが草案について協議、検討をする。協議、検討された内容を受けて、グリーンラベル・コンサルティング協議会によって草案が改訂され、天然資源環境大臣の名のもと公布される。

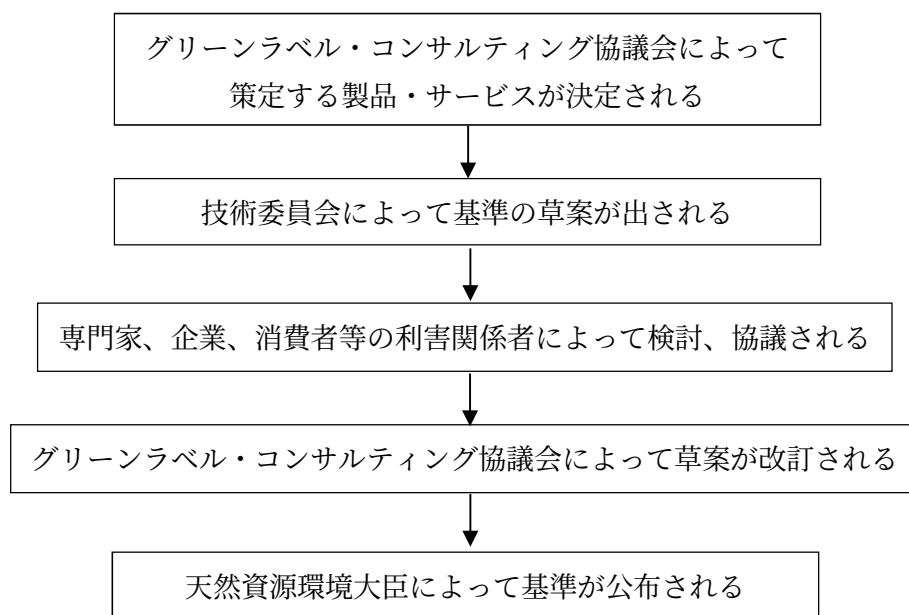


図 2-1-3. ベトナム・グリーンラベル基準策定プロセス

3) ベトナム GPP

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、環境関連法規や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision)『国家グリーン成長戦略の承認』No. 1393/QĐ-TTg⁷」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的にを行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。

そして、2020 年に 6 年ぶりに改正された「環境保護法(Law on Environmental Protection 法律番号 72/2020/QH14)⁸」では、ベトナムにおける GPP の考え方が明確化された。改正環境保護法の詳細は後述するが、「グリーン調達とはベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた製品やサービスを調達することである」と定義したほか、「国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業／業務においては、グリーン調達の実施を優先すること」と中央政府機関の GPP への取組が求められることとなった。この GPP 制度枠組みは、2014 年に改正された環境保護法とその実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree 19/2015/ND-CP guiding the implementation of Law on Environmental Protection 2014)⁹」にて構成された枠組み(図 2-1-4.)とほぼ同じであり、環境関連法の上位法にあたる環境保護法にまとめられたことで、ベトナム GPP の実効性が高まることが期待される。

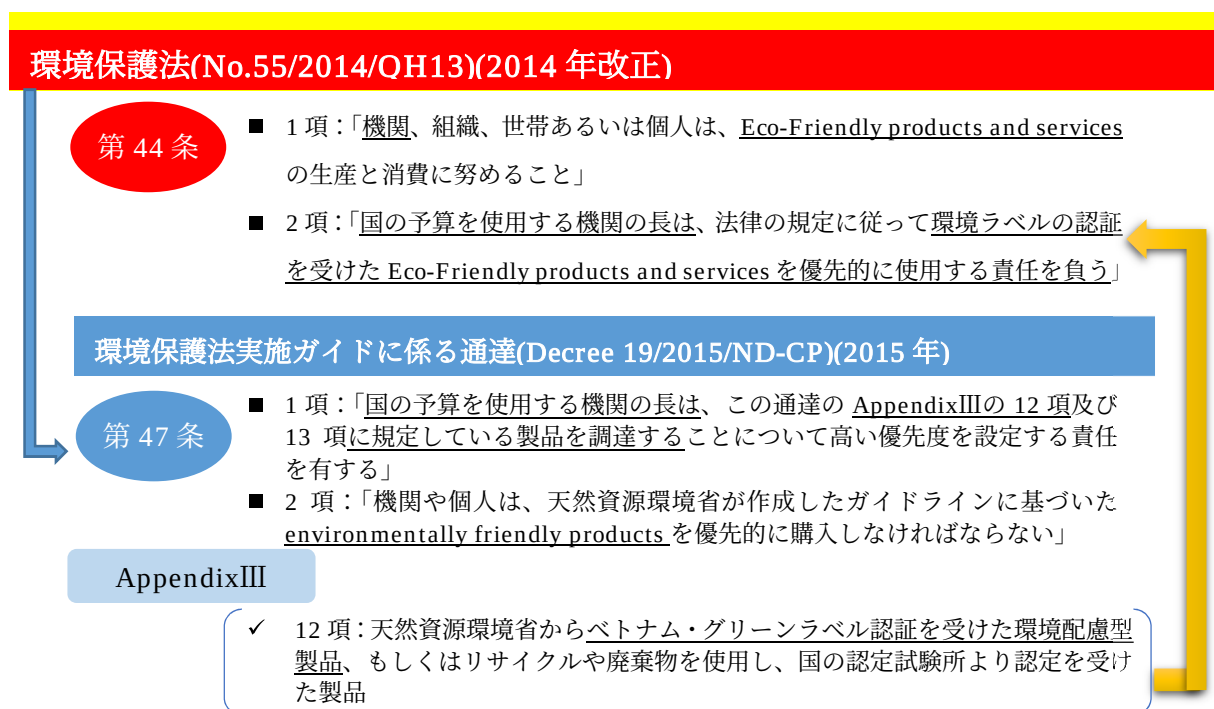


図 2-1-4. ベトナム GPP の法体系

⁷ <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyet-dinh-1393-QD-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx> (ベトナム語)

⁸ <https://luatvietnam.vn/tai-nguyen/luat-bao-ve-moi-truong-2020-195564-d1.html> (ベトナム語)

⁹ https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf (英語)

しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法(Law on Procurement)」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、グリーンラベルを活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析していた。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。今後、環境保護法が改正されたことを受けて、調達法との整合についても、検討されていくことが望まれる。

表 2-1-2. ベトナム GPP 及びグリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル
根拠法令	環境保護法「No. 72/2020 / QH14」 環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」 通達「No. 40/2019 / ND-CP」-環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」の一部を修正 ※その他に 3 つの関連通達を修正する内容にもなっている	環境保護法「No. 72/2020 / QH14」 決定「No. 253/QD-BTNMT」 通達「Circular 41/2013/TT-BTNMT」 決定「No. 154/QD-BTNMT」 - 17 基準の制定 ※決定 2322/QD-BTNMT 及び決定 223/QD-BTNMT を置き換え 決定「No. 2186/QD-BTNMT」 - 3 基準の制定
制定年	2014 年改正 (環境保護法)	2009 年 (決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE)	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ・ベトナム環境総局(VEA)-認証・モニタリング ・ベトナム・グリーンラベル事務局-事務局機能 ・技術委員会-市場調査・基準案策定等 ・ベトナム・グリーンラベル評議会-品目選定等
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野(基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(2019 年 12 月現在) ※認証商品数：53
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認証製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間：約 1 カ月 認証期間：3 年

4) 環境保護法の改正

2009 年に制定し、2014 年に改正された環境保護法は、2019 年頃より改正作業が進められてきた。複数回、改正案が公開され、様々なステークホルダーとの意見聴取のうえ、2020 年 11 月 17 日に国会にて可決された。改正環境保護法(法律番号 72/2020 / QH14¹⁰)は、16 章 171 条で構成され、2022 年 1 月 1 日に施行される予定となっている。

改正環境保護法では、生活及び自然環境の改善を通して、人々の健康と生物多様性を保護し、持続可能な経済を発展させること基本理念に掲げている。今回の法改正に伴い、40%以上の行政

¹⁰ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Luat-so-72-2020-QH14-Bao-ve-moi-truong-2020-431147.aspx> (ベトナム語)

手続きの削減や手続きに係る期間の短縮など行政手続きの抜本的な改革とともに、国際的な慣行に沿いながらより適した形での投資やビジネス環境の改善、環境保護と社会経済を関連付けた施策の促進など、より効率的かつ包括的に環境行政を推進していくことを目指した改正が行われた。特に、環境保護活動に取り組む事業者等に補助金や税制優遇などのインセンティブを与えることで、積極的な取組を促すとともに環境保護に関する投資を誘引し、社会全体のボトムアップを図る方針は市場のグリーン化への貢献が期待されている。そして、そのインセンティブの対象として、環境にやさしい製品及びサービスの製造と供給が掲げられており、環境にやさしい製品及びサービスとは VGL 認定製品が該当すると明記されている。

今回の改正で特筆される点は、VGL(第 145 条)に関する条項が新しく追記され、グリーン調達(第 146 条)の内容がより明確化されたことである。ベトナムの環境関連法の上位法にあたる環境保護法に明記されたことは、今後の両制度の発展にとって大きな影響を与えると推察される。VGL について新しく規定された第 145 条では、環境に優しい製品とサービスとは、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や安全性に配慮し、適切な適合評価が行われ、管轄当局によって認定または承認された製品、サービスであると定義された。また、より詳細な運用規則については、別途、発出される法規で詳述されることも記されている。さらに、相互認証に関する記述が明記され、今後、日本との相互認証についての議論が進むことが期待される。グリーン調達の項では、国家予算を使用する場合は、VGL 認定製品もしくは環境に配慮された製品・サービスを調達する GPP を優先的に実施していくことが盛り込まれた点は特筆される。過年度調査における GPP に関するキャパシティビルディングにおいても、GPP の法的枠組みの構築の重要性を強調し、より実効性を高めるため環境ラベルを活用した調達手法の有効性を一貫して説明してきており、その内容が反映された形となった。表 2-1-3.にて、2014 年環境保護法と 2020 年改正環境保護法のグリーンラベル及び GPP に関する箇所を抜き出し、比較した。なお、2021 年 3 月時点では、改正された環境保護法はベトナム語のみ公開されており、表中の日本語訳は仮訳である。正確な内容はベトナム語の公開案を参照されたい。

表 2-1-3. 2014 年環境保護法と 2020 年改正環境保護法の比較

2014 年環境保護法 (法律番号：55/2014/QH13)	2020 年改正環境保護法 (法律番号：72/2020/QH14)
第 5 条：環境保護に関する国の政策 中略 6. 環境保護活動や環境にやさしいエコ製品を生産、経営する施設への土地、財政に関する優遇や財政的支援を行い、エコ製品を使用する組織や個人を奨励する。 以下省略	第 141 条環境保護に対するインセンティブと支援 1.環境保護に関する優先方針と支援方針は、次のとおりである。 a) 国は、土地と資本の観点からインセンティブと支援を提供する。環境保護活動に対する税金と手数料の免除と削減。環境に配慮した製品に対する価格補助金および貨物補助金、ならびに法律に従った環境保護活動に対するその他のインセンティブおよび支援。 b) 多くの優先的に支援された環境保護活動を実施する組織および個人は、そのような活動に対応するインセンティブおよび支援を受ける権利がある。 以下省略 2.環境保護に関する投資および事業活動の優先順位と

	サポートには以下を含む。 a) 廃棄物の収集、処理、リサイクル、または再利用の分野への投資プロジェクト。 b) 以下の環境保護に関する要件を満たす技術、設備、製品やサービスを製造、供給する事業者 エネルギー回収と組み合わせた廃棄物処理技術、生産効率を上げる技術、集中的な生活排水処理サービス、周辺環境モニタリングサービス、電気や再生可能エネルギーを用いた公共交通サービスとクリーンプロダクション、環境モニタリング機器や家庭用排水処理機器、ベトナムエコラベルの認定を受けた環境配慮型製品・サービスの生産と供給 以下省略
第 44 条 環境に優しい生産と消費 1. 機関、組織、世帯と個人は、環境に優しい製品とサービスの生産と消費に努める。 3. 天然資源環境省の主導により宣伝情報機関と協力して環境に優しい製品とサービスを紹介し、広告する。	第 145 条 環境に優しい製品とサービス 1.環境に優しい製品とサービスとは、使用から廃棄までの段階においても環境及び人々の健康に安全で、環境への影響を軽減し、環境に配慮された管理方法や技術、原材料から製造され、管轄当局によって認定または承認された製品、サービスを指す。 2.ベトナムエコラベルは、環境に配慮した製品とサービスに関するベトナムの管轄当局によって認定されるラベルである。ベトナムエコラベル基準の適合評価は、この法律及び製品の品質や測定に関する法律に則った適合性評価に準じた環境評価機関によって行わなければならない。 3.ベトナムと相互承認協定を締結している海外機関または国によって認証された環境に優しい製品及びサービスについても承認するものとする。 4.政府はこの条項について、別途、詳述するものとする。
第 44 条 環境に優しい生産と消費 2. 国家予算を運用する機関の長は、法律の規定に従ってエコラベルの認証を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用すること。	第 146 条グリーン調達 1.グリーン調達とは、ベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた環境に配慮した製品やサービスの調達を意味する。 2.法律の規定に従い、国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業／業務においては、グリーン調達の実施を優先する。

2-1-3 オンライン会議

1) MONRE とのオンライン会議

[日時]	2020 年 10 月 12 日(月) 15:00～17:00 (13:00～15:00 ※ベトナム時間)
[場所]	Web 会議
[出席者] ※敬称略	• Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)) • 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 眞鍋 秀聡、係長 佐々木 善幸、環境専門調査員 吉見 光明 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-ベトナム逐次通訳

(1) 協議概要

過年度までの環境省受託業務「環境配慮型製品の国際展開に係る調査検討業務」の一環で、ベトナム天然資源環境省(MONRE)に対してベトナム・グリーンラベル (VGL)の基準策定や、制度運用に係るキャパシティビルディングを技術協力として行ってきた。VGL の基準策定では、MONRE からの要望であったホテル・レストラン基準に取り組み、複数の現地事業者や MONRE とのヒアリングのうえ、日本基準をベースにベトナムの現状にローカライズした基準案を作成し、2020 年 1 月に MONRE に提出している。また、MONRE 担当スタッフに向けた VGL 制度やグリーン公共調達(GPP)制度に関する研修を行い、実効性の高い制度構築に向けて法的枠組みの重要性について説いた。2019 年 12 月にパブリックコメント用に公表された環境保護法改正案には、VGL 及び GPP 制度に関する記述が増加し、改正後の両制度の発展が期待されている。

そこで、今年度は昨年度まで実施してきた技術協力のフォローアップとして、策定支援を行った VGL のホテル・レストラン基準の制定動向、環境保護法の改定動向等のほか、次年度以降の支援の希望有無について協議する打ち合わせを行った。

(2) 協議内容

①VGL ホテル・レストラン基準の動向

a. VGL ホテル・レストラン制定動向

(以下、特に注記のない限り Mr. Le Hoai Nam による発言)

VGL のホテル・レストラン基準のほか、ベトナム側が主導し、日本側に意見を求めた繊維基準も含めた 3 基準については、基準案としておおよそ完成したと考えている。しかし、まだ MONRE に提出するために、法律で制定された既存の 17 基準と同じように、基準案として以下の 4 点を満たす必要があり、その 4 点を満たすために日本側と意見交換を行いたい。

1. 基準の適用範囲
2. 基準の必要性

3. 技術的基準

4. 企業の社会的責任

例えば、適用範囲については、対象がゴミとなっているが、こういった対象とするのか。（おそらく、廃棄物に関する基準項目があり、ホテルの管理外のことについての基準項目の扱いについて指していると思われる）また、対象事業者規模の目標については、例えば 2 つ星以上のホテルの取得を目指すのか、レストランについてはどの程度の規模のレストランを目標レベルにするのかということである。オンライン会議ではすべてを説明することが難しいため、詳細はメールを送付することとしたい。ぜひ、直面しているこれらの課題について、繊維基準も含めて意見を求めたい。

b. 制定時期について

MONRE が制定する基準は、MONRE が定めた要件に適合しなければならない。その要件が、目的や定量的な問題をどのように設定するかであり、エコマーク事務局に意見を聞き、修正を行っていきたいと考えている。

眞鍋課長補佐）もしかすると法律や文化の違い等によって、日本とベトナムではホテル業の区分がずれている可能性がある。日本では、ホテルのランクは法律で分けているわけではなく、ゴミに関する基準についても、日本ではホテルが廃棄物処理事業者と契約しているが、ベトナムでは自治体との契約なのかもしれない。そういった文化的情報も教えてもらったほうが適切なアドバイスができると思う。

②VGL の最新動向

- ・ 認定数、基準数は変わっていない。環境製品はベトナムではまだ力を入れられておらず、日本のように優遇制度もないため、事業者も取得の関心が低い。
- ・ 申請書類はベトナム語しか用意していない。海外企業もベトナム語で申し込んでもらう必要がある。
- ・ VGLWeb ページについては、今年初めに環境総局 (VEA) の Web サイト改修に伴い、現在も引き続き改修中となっている。早急に対応したいとは考えているが、状況は全く進んでいない状況である。また VGL だけでなく、そのほかの情報についても更新されていない。
- ・ 改正中の環境保護法には、事業者が環境配慮製品やサービスを提供することで優遇措置が受けられる項目が盛り込まれる予定である。税金の免除や土地、国からの低利子貸付などがあり、GPP もその優遇制度の一つとなる。

③ベトナム環境保護法の改正動向

- ・ 環境保護法の改正案については、11/6 に国会で審議される予定であり、次回の審議で制定されると思われる。もし、11 月に制定されなければ、2021 年 3 月の国会審議に持ち越されることになるだろう。

- また、他国との相互認証について記された MONRE 通達第 25 号が 2019 年 12 月に公布され、2020 年 2 月から施行となった。これにより、相互認証の計画が両国であれば MONRE の許可を待たずに、取組を進められるようになった。

＜参考＞2019 年 12 月 31 日付 天然資源環境省通達第 25 号 (25/2019/TT-BTNMT¹¹)

第 IV 章 環境にやさしい製品、サービスのリストの発表; 国内の固形廃棄物処理技術の選択と評価の基準; 家庭用廃棄物の閉鎖固形廃棄物

セクション I. 環境にやさしい製品とサービスのリストの公開

第 18 条-エコラベル認証「ベトナム・グリーンラベル」で環境にやさしい製品とサービスのリストの発表

ベトナム環境総局は、環境総局の Web サイトに、エコラベル「ベトナム・グリーンラベル」で認定された環境にやさしい製品とサービスのリストを公開する。

第 19 条：環境にやさしい製品とサービスの相互認証

天然資源環境省は、国内外のエコラベル認証機関との間で、環境にやさしい製品やサービスの認証に関する相互認証協定の内容に署名し、公表するものとする。

- 新しい環境保護法には、GPP や環境ラベルの項目も含まれており、改定後では MONRE が VGL 基準等を発行する機関となるとともに相互認証の規定なども MONRE が主導で進めることができるようになる。そして GPP に関する規定も含まれる。環境保護に関する国の予算なども使ったプロジェクトにて、環境保護に関するサービス及び製品の調達を促進することについての規定を含めた。これらを MONRE から提案し、改正環境保護法制定後は、政府が主導し、関連機関に通知することとなる。

④GPP 制度の現状や課題

- GPP のロードマップ・アクションプランなど、環境保護法改正後の流れについて
- MONRE は大枠を形作るだけであり（環境保護法に GPP に関する規定を盛り込むこと）、（環境保護法の改定後に）政府が財務省と計画投資省に指示し、アクションプラン等を作成していくと思われる。GPP/SPP は、財務省と計画投資省の所管となり、MONRE が詳細を定める権限はない。環境保護法は、省庁の役割を定めているだけであり、MONRE は VGL の基準策定や認証業務、相互認証などが担当となり、詳細を定めるのは、財務省と計画投資省になる。
 - EC 主導 Switch Asia プログラムにて策定した「National Action Plan on SCP (2021-2030)」(首相決定第 889/QD-TTg 号として発布)と環境保護法で示されている GPP との連携について
 - この National Action Plan については初めて聞いたため、詳しいことは知らない。

¹¹ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Thong-tu-25-2019-TT-BTNMT-huong-dan-Nghi-dinh-40-2019-ND-CP-dich-vu-quan-trac-moi-truong-432862.aspx> (ベトナム語)

⑤次年度以降の支援

相互認証の省内手続きについてまとまったところであるため、VGL に関する引き続きの支援をお願いしたい。VGL の製品・サービス基準を策定することは重要と考えており、日本はそれらの基準策定の経験を持っていることから、ベトナムに必要な日本が持つ経験を教えていただきたい。環境保護法改定後は、MONRE から GPP、VGL に関する基準を提出しなければならないため、基準策定に関する支援をお願いしたい。COVID-19 (新型コロナウイルス)の影響がすぐに収まるとは思えず、両国間の往来は難しいため、どのような形で情報交換していくかについても相談したい。

眞鍋補佐) ベトナムの皆さんの力で、環境ラベルの活用が制度化として着々と進んでいて喜ばしく思う。引き続き、日本の支援が必要だということはよくわかった。自身の職権の中で、要望に対応できるように内部でしっかり検討することをお約束する。COVID-19 の中でどこまでできるかはあるが、メール等でのサポートは今年も含めて続けていきたい。困っている部分の情報を見て、その部分のやり取りから始めていきたい。

(3) まとめ

- ・ MONRE より、VGL レストラン・ホテル基準及び繊維基準について日本側に意見を求めるため、MONRE が抱えている課題について後日メールを送付する。
- ・ MONRE からは、相互認証の省内手続きが可能になったことも踏まえて、引き続き VGL の基準策定について支援の要望があった。
- ・ 日本側は、ベトナム側の要求事項を検討し、可能な範囲で支援を行っていく方向性をベトナム側と確認した。



会議の様子（（公財）日本環境協会会議室）

2-1-4 今後の展開

今年度は、昨年度作成・提出した VGL ホテル・レストラン基準案の制定に係るフォローアップや環境保護法の改正を背景とした GPP 及び VGL 制度の最新動向と改正後に及ぼす影響、次年度以降の技術協力の方向性を確認するため、2020 年 10 月 12 日に MONRE とオンラインにて協議

を行った。

VGL ホテル・レストラン基準の策定動向については、VGL 基準は法令によって公布されることから、MONRE が定める要件に適合しなければならず、基準内容のチューニング作業が当面の課題であることがわかった。MONRE は、次年度以降の技術協力として、日本側に対して VGL ホテル・レストラン基準のほか、MONRE が外部機関と協力して策定を進めている繊維基準の制定に向けた意見交換の実施とともに、他の VGL 基準の策定協力を要望した。また、改正環境保護法に VGL に関する項目が明記され、MONRE を VGL 基準等を発行する機関とすることが明確化されたことに加えて、相互認証の規定についても MONRE 主導で進めることが可能となり、過去数年間、新基準の制定や新たな認証実績がなかった VGL 制度が環境保護法改正を機に大きく進展する可能性がある。一方、GPP についても、グリーン調達とは VGL 認定製品もしくはその他の法規によって認められた環境配慮型製品・サービスを調達することと定義されたうえ、MONRE の提案により、国家予算を使用する事業・業務はグリーン調達の実施を優先することが改正環境保護法に盛り込まれ、省庁を中心とした GPP 制度の本格導入が期待される。さらに、事業者が環境配慮製品やサービスを提供することで税制上の優遇措置が受けられる項目も追記され、GPP はその対象として位置づけられることから、調達製品・サービスの目安となる VGL 取得が加速していくことも予想される。

過年度までのベトナムへの技術協力において、VGL 及び GPP 制度における法的枠組みの整備や連携した制度設計の重要性を一貫して強調してきたことが奏功し、それらが反映されたことは、本調査業務の大きな成果といえる。しかし、両制度とも制度実績が乏しく、今後も継続したフォローアップの実施が必要である。特に、2018 年度の報告書でも触れたが、MONRE の組織再編に伴う VGL 担当部署の刷新が行われたことをうけて、複数年に亘りタイプ I 環境ラベル制度の運用に焦点を当てた研修も継続的に実施してきたものの、事業者からの申請もなく、実務経験の不足は引き続き大きな課題である。したがって来年度以降も、VGL 制度の適切かつ効率的な運用能力の強化を図ることが、GPP 制度を含めた両制度を社会に定着させるための重要なテーマとなる。以上の課題やベトナムの現状を考慮しつつ、来年度に MONRE から提案される技術協力の要望案を精査し、継続的な意見交換のもと、次年度以降の支援メニューの具体化とその実施を目指した準備を強化していくことが望まれる。

2-2 インドネシア技術協力

2-2-1 調査の概要

前項の通り、平成 29 年度からベトナム天然資源環境省(MONRE)に対して、ベトナムのタイプ I 環境ラベル「グリーンラベル」及びグリーン公共調達(GPP)制度の技術支援を行い、一定の成果を収めることができた。日本の強みである環境技術や商品を ASEAN 地域に展開していくためには、一か国だけでなくより多くの国と基準や規格の調和化を図り、地域レベルのアプローチに昇華していくことが重要である。そこで、本年度は東南アジア諸国連合(ASEAN)地域において最も人口が多く、経済発展が著しいインドネシアに向けて、制度運営支援や日本の経験等の共有についての支援の可能性を探った。

インドネシアは、生産年齢人口の増加率(2050 年までプラス成長)や GDP 成長率(過去 10 年平均約 5～6%)が高く、今後も安定的な経済成長が見込まれるほか、日本企業の進出数(ASEAN で第 2 位)も多いことから日本との経済的結び付きが強い国である。また、インドネシアの GPP 制度は法的枠組みの整理が完了したばかりで、その実効性は低く、制度運営支援の実施余地が大きい。以上のことから、制度運営支援を通して日本の優れた環境技術が優位となる制度が整備されることで、日本事業者の産業競争力の強化に大きく貢献し得る国である。

当協会では、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)を通して、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」を運営するインドネシア環境林業省(MOEF)の意思決定者とのネットワークを有しているとともに、同制度立ち上げに際し、2005 年及び 2007 年の 2 回に亘り、独立行政法人国際協力機構(JICA)の依頼を受けて技術支援として職員を派遣するなど、タイプ I 環境ラベル機関同士で結びつきが強いという特徴がある。また、2017 年度にはドイツの国際協力を担うドイツ国際協力公社(GIZ)の委託を受け、5 基準の策定支援を実施した経験を有するなど、MOEF との緊密な信頼関係を構築している。また、国際会議やワークショップの参加を通して、インドネシアの公共調達を管理する国家調達庁(LKPP)とのネットワークも有しており、環境ラベル機関だけでなく公共調達所管機関にもアプローチできることは大きな強みである。

そこで、本年度は技術協力をより円滑に進めるための所管省庁とのネットワーク構築に重点を置きつつ、当該制度の制度構造や課題、インドネシア側の要望を把握し、次年度以降の制度運営支援の素地固めを図った。そのために、各機関の意思決定者や担当者の意向や日本側の意図を正確に共有し、スタートアップに向けたスムーズな意思疎通を図るとともにより強固な信頼関係を構築するため、訪尼を前提とした対面会議を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、オンラインによる開催に切り替えた。

MOEF と LKPP とのオンライン会議は、それぞれ 2020 年 11 月 5 日、11 月 20 日に行い、両機関とも担当部署の責任者と担当者、もしくは兼任者が出席した。日本からは技術協力の背景や両国が協力することによって地域にもたらすことのできる効果のほか、過年度までの調査や技術協力等によって得られた世界の環境ラベル及び GPP 制度に関する豊富な知見や経験を共有した。また、ASEAN 地域で両制度については同程度の取組度合いであるベトナムに実施した技術支援の経験も高く評価された。インドネシアからは、両制度の最新動向とともに抱えている課題が共有され、次年度以降の具体的な技術支援実現に向けて希望する支援内容をインドネシアから提案することで合意した。

2-2-2 インドネシアの概要

1) 基礎データ

インドネシアは、赤道付近に東西 5,110km と非常に長い国土を持ち、約 1 万 3000 以上の島々からなる島嶼国家である。ASEAN では最大の人口と国土を誇り、首都ジャカルタには ASEAN 本部が置かれている。1997 年のアジア通貨危機以降、約 5%~6% と高い経済成長率を維持しており、家電製品や家具などの耐久消費財の普及が急激に進む目安と言われる一人当たり GDP3,000 ドルを 2011 年に突破し、2018 年には 3,927 ドルと確実に成長が進んでいる。加えて、生産年齢人口の増加率も 2050 年までプラス成長¹²する予測もあり、安定した経済発展が見込まれている。ASEAN への日本企業進出数もタイに次ぐ第 2 位¹³と日本事業者の関心も高い。インドネシアの輸出相手国として日本は、中国、アメリカに次ぐ第 3 位に位置付けているほか、輸入相手国においても中国に次ぐ第 2 位であり、経済的なつながりは強い。また、インドネシア国内における日本車のシェアは約 95% と非常に高く、世界でも有数の親日国とも言われている。



表 2-2-1. インドネシア基礎データ

国名	インドネシア共和国	首都	ジャカルタ
面積	約 192 万平方キロメートル	人口	約 2.67 億人(2019 年)
ASEAN 加盟年	1967 年	言語	インドネシア語
GDP	約 1.119 兆米ドル(2019 年)	経済成長率	5.02%(2019 年)
経済概況	1997 年 7 月のアジア通貨危機後、インドネシア政府は IMF との合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行。政治社会情勢及び金融の安定化、個人消費の拡大を背景として、2005 年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた 2009 年を除き、5%後半~6%台という比較的高い成長率を達成。2010 年には一人当たり名目 GDP が 3,000 ドルを突破した。ただし、経常収支の赤字化や通貨安もあり、輸出促進による収支改善が課題。		

出典：外務省-インドネシア共和国基礎データ(2020 年 12 月 4 日現在)

¹² 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「データブック国際労働比較 2017」

¹³ 外務省「海外在留邦人数調査統計 - 平成 30 年要約版」

2) インドネシアのタイプ I 環境ラベル

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル (RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクカン))」は、2003 年に JICA のプロジェクトの支援を受けて開始された。このプロジェクトでは、日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会からも専門家を派遣し、技術支援を行った。運営は MOEF によって行われており、2021 年 3 月時点で、商品カテゴリ数 15、28 商品(8 社)が認定を受けているが、ここ数年、カテゴリ数、認定数とも大きな変動はない。



Ramah Lingkungan

インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)

基準は、インドネシアの国家規格(SNI)として制定される。SNI は原則として任意規格だが、安全性や衛生、環境保護などの観点から、関係省庁やその他の政府機関が一部に強制適用を課しており、その強制対象品目については SNI を取得しない限り国内流通が認められておらず、2018 年 11 月時点で強制適用の対象は 205 品目に及ぶ。インドネシア・エコラベルの基準は、任意規格に該当しており、2021 年 3 月時点で表 2-2-2 の通り 15 基準が有効となっている。

エコラベル・インドネシアの法的根拠は、後述する GPP と同様に「環境保護と管理に関する法律(Environmental Protection and Management(Law No.32/2009¹⁴))の第 43 条第 3 項や「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(No.54/2010)」第 105 条に基づくとされている。また、環境保護と管理に関する法律(Law 32/2009)の第 43 条 3 項 g を受けて、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルとタイプ II 環境ラベルに位置付けられるインドネシア・自己宣言ラベルの一般事項を定めた「エコラベルロゴに関する環境省令(No.2/2014)」が 2014 年に公布された。本省令の第 1 条では、国家認定委員会(KAN)¹⁵によって認定されたエコラベル認証機関(LSE)によってインドネシア・エコラベルの認定を行うこと、インドネシア・自己宣言ラベルは MOEF に登録されたエコラベル検証機関(LVE)の検証に基づいて付与されるラベルであると規定している。2020 年 4 月現在、MOEF 標準化センターの Web サイトによると、LSE は表 2-2-3. の通り 2 機関が認定を受けており、合計 7 基準の認証を付与することが認められている。ただし、表 2-2-2. の通り 16 基準が有効であることを確認しており、残りの 9 基準の認証を担当する機関は不明である。

表 2-2-2. インドネシア・エコラベル基準(基準名はインドネシア語を機械翻訳)

No.	SNI No.	基準名	有効/ 無効
1	SNI 7188-11 : 2018	エコラベル基準-パート 11 : 再生プラスチックショッピングバッグ	有効
2	SNI 7188.4 : 2019	エコラベル基準-パート 4 : 繊維および繊維製品	有効
3	SNI 7188-10 : 2017	エコラベル基準-セクション 10 : 板ガラス製品	有効
4	SNI 7188.7 : 2016	エコラベル基準-パート 7 : プラスチックおよびバイオプラスチック	有効

¹⁴ <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

¹⁵ 大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された非省政府機関であり、個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関 (Lembaga Penilaian Kesesuaian : LPK) として認定する。

		ショッピングバッグ(生分解可能)	
5	SNI 7188.1.3 : 2016	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : 未印刷の印刷用紙と多目的用紙	有効
6	SNI 7188.8 : 2013	エコラベル基準-パート 8 : セラミックタイル	有効
7	SNI 7188.9 : 2015	エコラベル基準-パート 9 : 家具-オフィス家具	有効
8	SNI 7188.1.4 : 2010	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 4 : コート紙	有効
9	SNI 7188.6 : 2010	エコラベル基準-パート 6 : 壁用塗料	有効
10	SNI 7188.5.1 : 2010	エコラベル基準-パート 5 : バッテリー製品-セクション 1 : 炭素亜鉛およびアルカリ一次電池	有効
	SNI 7188.7 : 2011	エコラベル基準-パート 7 : レジ袋	無効
	SNI 19-7188.4-2006	エコラベル基準-パート 4 : 繊維および繊維製品-セクション 1 : 一般	無効
11	SNI 19-7188.3.2-2006	エコラベル基準-パート 3 : 革製品-セクション 2 : カジュアルシューズ	有効
12	SNI 19-7188.3.1-2006	エコラベル基準-パート 3 : 革製品-セクション 1 : 完成した革	有効
13	SNI 19-7188.2.1-2006	エコラベル基準-パート 2 : 洗剤製品-セクション 1 : 家庭用合成洗浄洗剤粉末	有効
	SNI 19-7188.1.3-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 3 : 非コーティング印刷用紙	無効
14	SNI 19-7188.1.2-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 2 : 生理用ティッシュ	有効
15	SNI 19-7188.1.1-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 1 : 包装紙	有効

出典：インドネシア国家標準化庁(BSN)よりエコマーク事務局作成(<http://sispk.bsn.go.id/SNI/DaftarList#>)

表 2-2-3. KAN に認定を受けたインドネシア・エコラベル認証機関(LSE)

	認証機関名	対象分野	対象エコラベル基準
1	PT. Mutu Agung Lestari (Maleco)	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : 未印刷の印刷用紙と多目的用紙
		テキスタイルおよびテキスタイル製品	SNI 7188.4 : 2019 エコラベル基準-パート 4 : 繊維および繊維製品のカテゴリ
		衛生ティッシュペーパー	SNI 7188.1.2-2020 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品の 카테고리-セクション 2 : 生理用ティッシュ
2	Balai Besar Pulp dan Kertas	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : 未印刷の印刷用紙と多目的用紙
		梱包紙	SNI 19-7188.1.1-2006 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 1 : 包装紙
		ウォールペイント	SNI 7188.6 : 2010 エコラベル基準-パート 6 : 壁用塗料の製品カテゴリ

		プラスチックショッピングバッグ	SNI 7188.7：2016 エコラベル基準-パート7:プラスチックおよびバイオプラスチックショッピングバッグのカテゴリは簡単に生分解可能
	PT. IAPMO Group Indonesia	板ガラス	SNI 7188-10：2017 エコラベル基準-セクション 10：板ガラス製品

出典：国家標準化庁 (BSN)Web サイト (<http://standardisasi.menlhk.go.id/wp-content/uploads/2016/04/Daftar-LSE-Update-Jan-2021.pdf>)

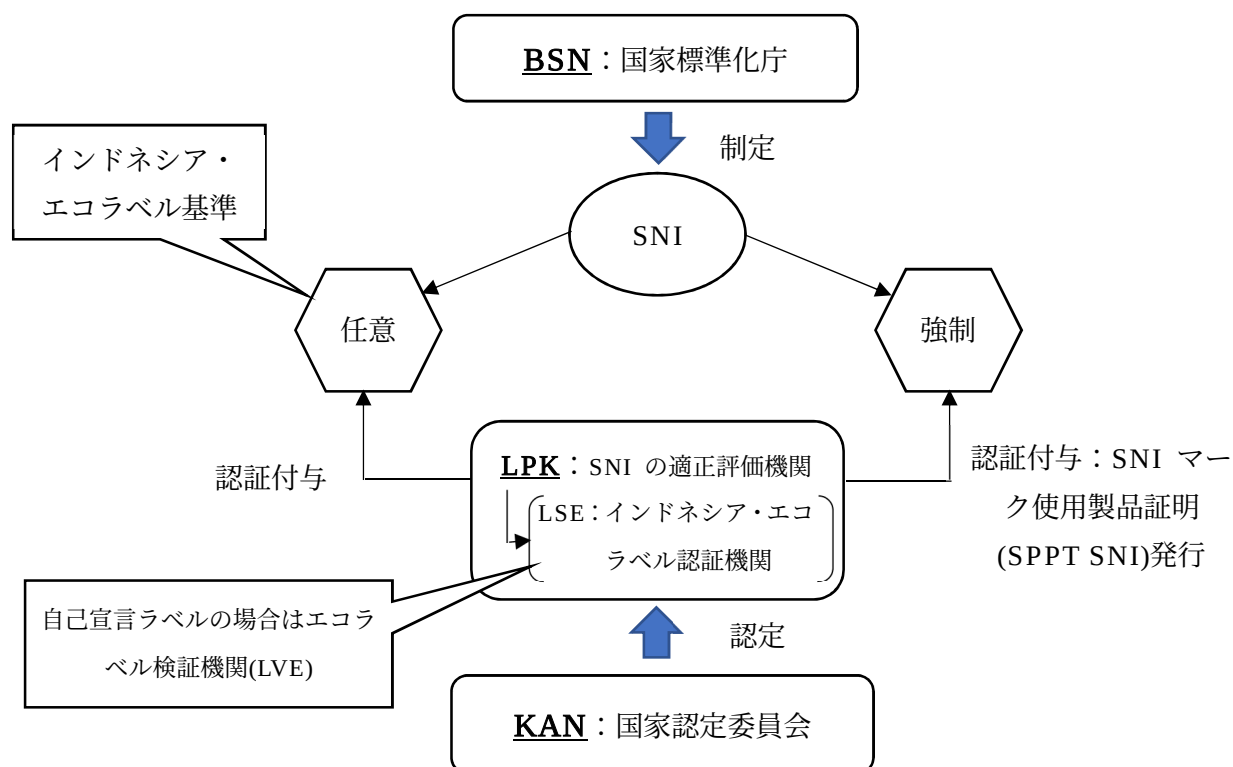


図 2-2-1. SNI に関わる組織関係図

出典：日本貿易振興機構(ジェトロ)ジャカルタ事務所「インドネシア国家規格 (SNI) について」(2018 年 3 月)p. 4 を元に作成。

3) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)制度

(1) インドネシアの法体系

環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」(2016 年)によると、インドネシアの法形式と決定機関は以下の通りである。

表 2-2-4. インドネシアの法形式と決定機関など

No.	法形式	インドネシア語表記（省略形）	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	

2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR:)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令(緊急政令)	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang(Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden(KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden(InPres)	通達相当	対外効あり
8	大臣令(大臣決定)	Keputusan Menteri Negara(KepMen)	省令相当	所管大臣
	大臣規則	Peraturan Menteri Negara(PerMen)	省令相当	所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri(InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah(PerDa)	条例相当	

出典：環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」(2016 年)

大和総研グループの調査¹⁶によると、インドネシアの法制度が日系企業から非常に「難解」として認識されているという。法令の公布後、官報や Web サイトで全文を誰もが閲覧できるような環境が整備されておらず、また法令がインドネシア語のみの公布である点も、難解とさせている要因であると述べている。さらに、日本では新法令を制定する際、他の法令との間で齟齬が生じることがないように他省庁や関連部署等と綿密なすりあわせが行われているが、インドネシアではこのような事前調整が行われておらず、法令間で矛盾が生じる場合があることも指摘している。その指摘は、GPP に関する基本的枠組みはあるものの、その実効性が著しく低いことがしばしばみられる東南アジア地域が抱える課題の一つと推察される。

(2) インドネシアの公共調達制度

現在、インドネシアにおいて、日本の会計法に相当する公共調達を包括的にまとめた法律は制定されていないが、公共調達の一般規則等は大統領令や大統領規則によって定められており、これらに基づき公共調達が実施されている。

まず、2003 年に「政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003 年大統領令第 80 号)¹⁷」が制定され、中央政府予算及び地方政府予算によって費用の一部あるいは全てが賄われる物品・役務の調達は、効率的かつ効果的であり、公開性、競争性、透明性、公平性、かつ合理性に基づく方法で実施されるといった一般原則を規定している。また、入札方式の種類や調達手続き、公共調達への外国企業の参加といった事項についても定めている。

2010 年には、2003 年大統領令第 80 号の実質的な後継法令である「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010 年大統領規則第 54 号)¹⁸」が発布された。この 2010 年大統領規則第 54

¹⁶ 非常に難解なインドネシアの法制度. 大和総研グループ. 2014-12-04.

https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20141204_009221.html

¹⁷ <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/7222847/presidential-decree-number-80-in-2003.html>

¹⁸ <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/2965470/presidential-regulation-number-54-in-2010.html>

号では、電子調達システムの開発について要求しているほか、GPP を意識した内容も盛り込まれている。第 105 条 1 項及び 2 項には「環境にやさしいコンセプト」として「環境にやさしい調達プロセスが環境影響を最小化するとともにコミュニティや市場、政府関連機関にメリットをもたらすようなニーズを政府関連機関が要求し、そのニーズに適合するプロセス」であると規定している。さらに、同条 3 項では調達においては価格以外の観点も考慮し、最も価値のあるものを購入する「バリュー・フォー・マネー」の概念を考慮することについても触れている。ただし、本大統領規則の前年の 2009 年に制定され、GPP 制度の導入を明文化した「環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)」との関連は触れられていない。また、第 131 条 1 項には 2012 年までにすべての省庁等が電子調達システムを導入すると規定されており、国家調達庁(LKPP、英語名：National Public Procurement Agency：NPPA)がシステム開発・運営を担った。

この 2010 年大統領規則第 54 号は継続的に改定され(計 3 回)、2018 年に公布された「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)¹⁹」に置き換えられた。なお、2010 年大統領規則第 54 号とその 3 度の改定によって現在実施されている規則については、この新しい 2018 年大統領規則第 16 号の内容と齟齬がなければ、そのまま有効とするとの記述があるが、どの規則が有効となっているかは確認できない。この新しい 2018 年大統領規則第 16 号では、公共調達を通じて国内産品や中小企業の促進、持続可能な開発への寄与等など公共調達によって得られる利益の最大化、つまり 2010 年大統領規則第 54 号にて求めていたバリュー・フォー・マネーの考え方を継承している。なお、インドネシアは 1995 年 1 月 1 日に世界貿易機関(WTO)に加盟しているが、WTO 政府調達協定(GPA)は受託していないため、この大統領規則における国内産品の促進を目的とした公共調達の活用は、WTO の基本原則のひとつである内国民待遇原則には抵触しないと考えられる。

本大統領規則は、公共調達のプロセスや管理といった一般的な事項についても規定しているのはもちろん、国内産品や中小企業の促進を目的とした持続可能な調達について触れていることが特筆される。第 68 条では、持続可能な調達とは持続可能性に考慮することとあり、持続可能性とは経済、社会、環境の 3 つの観点を考慮することと規定している。経済的側面は商品／役務のライフサイクルコスト、社会的側面は公正な労働条件の保証など、環境的側面は大気・土壌などの環境影響の低減を考慮すると述べられているものの、具体的な適合条件については述べられておらず、持続可能な公共調達の実効性を高めるためにもより具体的な運用方法を記した法規等の策定が期待される。なお、本大統領規則も環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)との関連性は触れられていない。

- 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第 4 条 h、第 5 条 i)
- 持続可能な調達を推奨(第 3 部 68 条)

¹⁹ <https://jdih.lkpp.go.id/regulation/peraturan-presiden/peraturan-presiden-nomor-16-tahun-2018> (インドネシア語)

(3) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)

インドネシアにおける GPP は、前項の大統領令や大統領規則、後述の環境保護と管理に関する法律などに考え方が法律で示されているものの、インターネット調査および文献調査の限りではその実施状況はほとんど確認できていない。

最も上位法でその記述がみられるのが、2009 年に改正された日本の環境基本法にあたる「環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)²⁰」であり、その第 42 条および第 43 条 3 項 a、g に下記の通り GPP に関する内容が盛り込まれている。

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達は、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする

さらに、2017 年 11 月には、上述の環境保護と管理に関する法律の第 42 条及び第 43 条の実施規則として「環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号)²¹」が公布された。本政令では下記の通り、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、GPP を掲げている。環境ラベルと GPP に関する条項もあり、環境に配慮したラベルとは政府が運用する認証制度であること、GPP とはその環境に配慮したラベルの認定製品・サービスを調達することを規定している。

- 第 3 条 c で言及されているインセンティブおよび/またはインセンティブとして適用される環境経済的手段には以下が含まれる：(第 31 条 1 項)
- a. 環境に配慮したラベル制度の開発
 - b. 環境に配慮した商品や役務の調達

また、2017 年にはインドネシアにおける持続可能な開発目標(SDGs)推進に関する方針と実施体制を記した「持続可能な開発目標達成のための実装計画に関する大統領令(2017 年大統領規則第 59 号)²²」の付属書「SDGs の国家 5 年計画²³」にて、2019 年までにグリーン公共調達の対象となる商品の基準を策定し、環境配慮型製品の開発を促進することを目標に掲げている。

2017 年 2 月には MOEF が GIZ と共催した会議「GPP Nationwide Promotion」にて、コピー用紙、照明、ホテルの 3 つの品目にて GPP 基準を策定し、GPP に取り組むことが発表された。しかし、2020 年 6 月現在、本イベントにて公表された GPP 基準やその動向については具体的な進展は確認できていない。

そこで、最も着目すべき法規として、2019 年 7 月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品

²⁰ <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

1982 年法律第 4 号を、1997 年法律第 23 号にて大幅改定。2009 年に再び改正され、10 月 3 日付けで新法が公布・施行。

²¹ <https://sipuu.setkab.go.id/PUUdoc/175354/PP%20Nomor%2046%20Tahun%202017.pdf> (インドネシア語)

²² <https://www.sdg2030indonesia.org/an-component/media/upload-book/A Perpres Nomor 59 Tahun 2017.pdf> (インドネシア語)

²³ <https://www.sdg2030indonesia.org/an-component/media/upload-book/B Lampiran Perpres Nomor 59 Tahun 2017.pdf> (インドネシア語)

やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)²⁴」がある。本規則では、2018 年大統領規則第 16 号、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)など、インドネシアにおける GPP の記述を含むほぼすべての関連法規と結び付けており、インドネシアの GPP 制度を最も具体的に規定する法令であると分析する。

本規則は、GPP の定義をはじめ、環境ラベルの GPP での位置付け、GPP の対象分野・品目リストなどについて規定しており、GPP の実施要領といえる内容になっている。

- グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品とサービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項)
- 地域経済や地域サプライヤーを考慮した入手可能性を考慮して行う(第 18 条 2 項)
- GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)
- リストへの追加は年に 1 度行う(第 21 条)
- リストへの追加は省令で定める(22 条 2 項)

本規則では、2017 年政令第 46 号と同様に GPP にて調達する製品・サービスは環境ラベル認定製品・サービスであることを明記し、GPP の対象分野・品目リストとして、まず 6 分野・品目(コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン)を設定して、調達条件となる環境ラベルについても附属書にて示されていることが大きな特徴である(表 2-2-5.)。調達条件である環境ラベルについては、コピー用紙のみがタイプ I 環境ラベルを求めており、そのほかの品目については MOEF 運用のタイプ II 環境ラベル、木材合法性認証、省エネラベルの取得が条件となっている。また、GPP 対象機関として各省庁や地方自治体などの公的機関を指し示し、段階的な実施を検討しているという情報もある。

表 2-2-5. GPP 対象分野・品目、環境ラベルリスト

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリー	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ
1	紙	コピー用紙	タイプ I 環境ラベル(KLHK ²⁵)	SNI 環境ラベル基準として規定	
2	プラスチック	文具(ファイル、フォルダー)	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
3	木材	木製家具	SVLK (木材合法性証明システム)(KLHK)	以下に基づく SVLK 基準: 持続可能な森林管理と生産認証(PHPL)、木材合法性証明の基準及び実施ガイドラインに	

²⁴ http://jdih.menlhk.co.id/uploads/files/P_5-2019_LABEL_RAMAH_LH_menlhk_07022019134143.pdf (インドネシア語)

²⁵ KLHK: インドネシア環境林業省 (英語略称: MOEF (Ministry of Environment and Forestry))

				関する 2016 年持続的生産林管理総局長 規 程 第 14 号 (P.14/PHPL/SET/4/2016) ²⁶	
4	医療廃棄物 処理装置	高圧蒸気滅 菌器(オート クレーブ)	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づく もの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 ²⁷	環境技術登録 書
5	医療廃棄物 処理装置	Microwave Hybrid (イン ドネシア語) ※おそらく マイクロ滅 菌機	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づく もの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 ²⁸	環境技術登録 書
6	空調機器(エ アコン)	インバータ ーと非イン バーター	省エネラベル (エネルギー鉱物 資源省(ESDN))	以下の SKEM 基準(最小エネルギー性 能基準)と省エネラベルは以下に基づく もの a. 空調機器の MEPS ²⁹ と省エネラベル に関するエネルギー鉱物資源大臣規則 (2017 年第 57 号) b. SNI 04 6958 : 2003 家庭用電力利用- 省エネラベル	

(出 典 : 環 境 林 業 省 大 臣 規 則 2019 年 第 5 号 http://jdih.menlhk.co.id/uploads/files/P_5-2019_LABEL_RAMAH_LH_menlhk_07022019134143.pdf)

そして、2020 年 5 月には、「政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達 (2020 年国家調達庁長官通達第 16 号)³⁰」が公布された。本通達は、2018 年大統領規則第 16 号の第 3 部 68 条「持続可能な調達を推奨」を根拠に、SDGs のターゲット 12.7「持続可能な公共調達の促進」の実現を目的に策定され、公共調達において調達すべきグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ

²⁶ <http://silk.dephut.go.id/app/Upload/hukum/20160801/24fbdaef1ae1cd12488cb4051740dce.pdf> (インドネシア語)

²⁷ ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最少限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第 3 者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

²⁸ ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最少限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第 3 者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

²⁹ MEPS: 最低エネルギー消費効率基準 (Minimum Energy Performance Standards)

³⁰ <https://jdih.lkpp.go.id/regulation/surat-edaran-kepala-lkpp/surat-edaran-kepala-lkpp-nomor-16-tahun-2020> (インドネシア語)

II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定している。本通達では、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号との関連は明記されていないが、上述の 3 品目については 2019 年環境林業省大臣規則第 5 号の付属書から引用されている。

以上のように、公共調達制度の一般規則等を定め、GPP について触れている大統領令・大統領規則(大統領規則群)、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)とその関連法規(環境保護法群)がインドネシアの GPP の法的枠組みであるが、大統領規則群と環境保護法群ではその関連性はそれぞれの法規では触れられていなかった。しかし、2019 年 7 月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)」では、上記 2 つの群を関連法規として紐づけ、GPP 制度のスキームを指し示していることから、本規則がインドネシアにおける GPP 制度の最もベースとなる法令と言える。これらの関連法規の関連を図 2-2-2 に示す。

↓ 参照・引用

環境保護法群(環境ラベルや GPP の推奨)

環境保護と管理に関する法律 (2009 年法律 32 号) (Law No.32/2009)

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達とは、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする(第 43 条 3 項)

エコラベルロゴに関する環境省令

(No.2/ 2014)

- ・インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)とインドネシア・自己宣言ラベル(タイプ II 環境ラベル)の一般事項を規定

環境経済的手法に関する政令(2017 年 46 号)

- ・ Law No.32/2009 の第 42 条および第 43 条の実施規則として公布
- ・ 環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、公共調達を明示

環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則 (2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)

- ・ グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品とサービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項)
- ・ GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)
- ・ リストへの追加は年に 1 度行う(第 21 条)

政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020 年国家調達庁長官通達第 16 号)

- ・ 公共調達におけるグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号と同様)

大統領規則群(公共調達の一般規則)

政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003 年大統領令第 80 号)

- ・ 公共調達の一般原則、一般事項を規定

↓ 置き換え

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則 (2010 年大統領規則第 54 号)

- ・ 「地球にやさしいコンセプト」調達に環境影響を考慮することを要求(第 105 条 1 項&2 項)
- ・ バリュー・フォー・マネーの考慮を規定(第 105 条 3 項)
- ・ 電子調達システムの開発を LKPP に要求(第 108 条 1 項)
- ・ 公的機関が電子調達システムを 2012 年度までの導入を要求(第 131 条 1 項)

↓ 置き換え

3 回改定

- ・ 2012 年大統領規則第 70 号
- ・ 2014 年大統領規則第 172 号
- ・ 2015 年大統領規則第 4 号

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則 (2018 年大統領規則第 16 号)

- ・ 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第 4 条 h、第 5 条 i)
- ・ 持続可能な調達を推奨(第 3 部 68 条)

それぞれの関連については触れられていなかった

SDGs 達成のための実装計画に関する大統領規則(2017 年大統領規則第 59 号)

- ・ 付属書「SDGs の国家 5 年計画」にて、『2019 年までに GPP の対象商品の基準を策定し、環境配慮型製品の開発を促進すること』を目標に設定

図 2-2-2 インドネシア GPP の関連法規の関係図

2-2-3 オンライン会議

1) MOEF とのオンライン会議

[日時]	2020 年 11 月 5 日(木) 15:00～16:40、(13:00～14:40 ※ジャカルタ時間)
[場所]	Web 会議
[出席者] ※敬称略	- Ms. Nurmayanti (Susy) (Head of Product Standardization Division, Center of Environment & Forestry Standardization Ministry of Environment & Forestry (MOEF)) - 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 眞鍋 秀聡、係長 佐々木 善幸、環境専門調査員 吉見 光明 - 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-インドネシア逐次通訳

(1) 協議概要

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」を所管する MOEF とのオンライン会議は、同省 Product Standardization Division 長を務める Ms. Nurmayanti と行った。Ms. Nurmayanti は、2014 年及び 2015 年に環境省が主催し、日本で開催した国際セミナーに講師として参加し、インドネシア・エコラベル制度について講演いただいた。最後に講演していただいてから 5 年が経過していることをうけて、まずインドネシア・エコラベルの最新動向について共有していただき、最新情報の把握に努めた。次に、次年度以降の技術協力の可能性について協議し、新基準を策定するためのキャパシティビルディングや技術支援に強い希望が寄せられた。

(2) 協議内容

①インドネシア・エコラベル(現地語：RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクカン))の動向
MOEF の Ms. Nurmayanti より、インドネシア・エコラベルの概要についてプレゼンテーションが行われ、主な内容は以下の通りである。

- インドネシア・エコラベルの法的枠組みについて、以下が関連している。
 - ✓ 国連持続可能な開発目標
 - ✓ SDGs 達成のための実装計画に関する大統領規則(2017 年大統領規則第 59 号)
 - ✓ 環境保護と管理に関する法律 (2009 年法律 32 号) (Law No.32/2009)
 - ✓ 環境経済的手法に関する政令(2017 年 46 号)
 - ✓ 環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)
 - ✓ エコラベルロゴに関する環境省令(No.2/ 2014)
- 現在、運営しているインドネシア・エコラベルは、ISO14024 のタイプ I 環境ラベルと ISO14021 に定められている自己宣言型のタイプ II 環境ラベルの 2 種類がある。ともに任意で取得する環境ラベルとなっている。

- タイプ I 環境ラベルのインドネシア・エコラベルについて紹介する。製品分野ごとに基準を策定し、ライフサイクルを通じた環境側面を考慮した基準と、その分野のベンチマークとなる基準レベルを目指している。
- 主な適合要件は、環境に関する法的要件(法律)を満たしていること、環境マネジメントシステム(EMS)の導入及び運営、品質を満たしていること、品質マネジメントシステム(QMS)の導入及び運用、環境に配慮された包装であることである。
- 試験方法／検証方法は、法律および規則で求められている要件に基づいて行われる。
- 環境ラベル適用スキームは以下の通りである。
 - ✓ エコラベル基準は、MOEF 内の技術委員会により作成される。
 - ↓
 - ✓ 認証業務は、国家認定委員会(KAN/National Accreditation Committee (NAC))によって認定を受けた機関 (LSE/Ecolabel Certification Body (ECB))が行う。
 - ↓
 - ✓ 認定証は LSE によって発行され、MOEF に登録されたあと、インドネシア・エコラベルロゴを使用することができるようになる。
- 現認定製品では、繊維製品とコピー用紙が多い。バイオ素材でできたプラ製買物袋もある。
- タイプ II 環境ラベルのほうが、タイプ I 環境ラベルより多くの製品が登録されている。
- 認証手順は、タイプ I 環境ラベルとタイプ II 環境ラベルは、ほぼ同じである。
- インドネシア・エコラベルのメリットとして、環境に優しい製品であることを PR できるとともに、GPP に活用できるという点がある。
- 現在の認定数、基準数は、16 基準、26 製品である。内容は、MOEF の Web ページ (<http://standardisasi.menlhk.go.id/>) より確認することができる。

②次年度以降の支援

- 新基準の策定計画について、GPP に関連する基準を開発する予定がある。毎年 1 月から新基準の作成に着手し、10 カ月程度をかけて策定する。毎年新しい基準を策定するにあたって、様々な調査の実施や手順を経る必要があり、新基準を策定するためのキャパシティビルディング、技術的な支援を必要としており、日本からそのような支援をお願いしたいと考えている。
日本) MOEF からの要望については、環境省と相談したうえで、技術協力として対応可能で、かつエコマーク事務局が有する知見や経験を活かせる内容であれば、来年以降に実施していきたい。
- 日本側から技術協力に関する提案や具体的な内容はあるか。
日本) 日本は高い技術と豊富な経験があり、インドネシア側から希望する支援を提案してもらい、対応可能な内容であれば提供できると思う。例えば、新規基準の策定や既存基準のレベルアップ、環境ラベルや GPP 分野における欧州や世界の趨勢となっている観点やトレンドについての情報提供などである。最終的には、日本エコマークと相互認証を

締結することで、日本のほか国際市場へのアクセスも容易となることも考えられ、インドネシアと日本共に環境ラベルとしての価値を高めていくことができるだろう。まずは、こういうことができないかといった提案をいただければ、日本側でできることを検討できるため、ぜひ積極的に提案をしてほしい。

- 日本の申出に感謝する。このような会議が複数回継続されることを願う。このオンライン会議で協議した内容を上長に伝え、日本に支援してもらいたい内容をまとめていきたい。なお、環境ラベルの認証に関することや基準の技術要素に関するトレーニングなどのキャパシティビルディングについて提供してもらうことはどうか。例えば、ワークショップやトレーニングにエコマークスタッフを派遣することや、インドネシアからスタッフを日本に派遣することなどである。

日本) 日本が有する経験を活かせることであり、そういったキャパシティビルディングの提供は可能である。ただし、本業務の技術支援の形として講師派遣等は可能だが、人件費の負担はできない。訪日研修として、例えば約 1 週間という期間で工場見学やトレーニングを実施することは可能だが、MOEF のスタッフを研修生として長期間迎え入れることは難しい。

- 特定技能研修生のような想定ではなく、研修目的の来日でトレーニングを受けることは可能か。

日本) 約 1 週間という期間で 2~3 名を受け入れて、日本企業の見学やエコマークでのトレーニングといった訪日研修の実績もあるため、希望する研修内容についても提案してもらえれば、調整することも可能である。

- それでは、提案の準備を進めていきたい。リサイクルやプラスチックごみの削減はインドネシアの大きな課題の一つであり、そのような企業見学やトレーニングを期待したい。また、生分解性素材に関する関心が高く、インドネシア・エコラベルの基準でも検討しており、日本はリサイクル先進国で多くの経験があるため、これらの分野でも協力できるとよい。

日本) 新規基準の策定支援を行った場合、日本の支援によって基準が策定できたなどの成果があれば日本側にも大きなモチベーションとなるため、両国で協力した取り組みができるとよい。

- 大変有意義な会議であり、上長に指示を仰いだうえで提案書を用意したい。より良い形で日本とのパートナーシップが続くことを期待したい。このパートナーシップを正式に始動させるためにも、現在はメールのやり取りのみのコミュニケーションとなっているため、日本環境省から文書もらうことは可能か。

日本) 本業務は、エコマーク事務局が環境省より委託を受けている業務の一環として行っており、技術協力の主体はエコマーク事務局となる。そのため、環境省が国として文書を発出することは難しいが、エコマーク事務局として発出することは可能である。また、前例としてこのような会議の議事録を用いて、両国が技術協力の内容を確認するということがあるが、議事録を活用することはどうか。

- 公式文書は国から発行してもらう必要がなく、エコマーク事務局が環境省から委託を受けて

いるのであれば、エコマーク事務局からの書類でよい。プロジェクトを確実に実行するためにも、提案書の作成根拠としても、そういった文書をもらえるとよい。その文書は、上長である Mr. Noer Adi Wardoyo (Director of Environment and Forestry Standardization, Ministry of Environment and Forestry, Republic of Indonesia)宛てにいただきたい。

(3) まとめ

- エコマーク事務局より、議事録及び MOEF とのパートナーシップを進める文書を作成する。
- MONRE から、来年以降の日本からの技術協力に関する提案を行う。
- 日本側はその提案をもとに検討し、次年度以降の技術協力について MOEF とメール等を用いて検討を進める。



会議の様子（（公財）日本環境協会会議室）

2) LKPP とのオンライン会議

[日時]	2020 年 11 月 20 日(金) 15:30～17:40、(13:30～15:40 ※ジャカルタ時間)
[場所]	Web 会議
[出席者] ※敬称略	- Ms. Dwi Wahyuni K. (Director for Climate Business Development and International Cooperation, National Public Procurement Agency (NPPA/LKPP)) - Mr. Sri Aditya Nur Pratama (Directorate of Business Climate and International Cooperation, LKPP) - Mr. Theo Sutarto - Mr. Gigih Pribadi - 他 8 名 - Dr. Noer Adi Wardoyo (Head, Center of Environment & Forestry Standardization Ministry of Environment & Forestry (MOEF)) - Ms. Nurmayanti (Susy) (Head of Product Standardization Division, Center of Environment & Forestry Standardization MOEF) - 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 眞鍋 秀聡、環境専門調査員 吉見 光明 - 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-インドネシア逐次通訳

(1) 協議概要

2020 年 11 月 20 日に、インドネシアの公共調達を管理している LKPP とオンライン会議を開催した。また、LKPP からの要望があり、MOEF 標準化センター長を務める Dr. Noer Adi Wardoyo と Product Standardization Division 長の Ms. Nurmayanti も参加することとなった。

まず本会議では、エコマーク事務局のコンタクトパーソンであった LKPP の担当者が異動となり、日本の取組を知っている LKPP 参加者がほとんどいなかったため、日本より GPP を取り巻く法的枠組み等の基本情報について説明を行った。基準策定及び調達機関の目標設定方法や考え方、中小企業向けの施策など多くの質問が寄せられ、アジア地域では GPP の優良事例と認識されている日本の取組に高い関心が示された。続いて、気候ビジネス開発・国際協力課長を務める Ms. Dwi Wahyuni K. から、インドネシアの GPP 制度について概要を説明していただいた。インドネシアの GPP では、コピー用紙など環境ラベルを活用した調達を推奨しているものの、公共調達に環境配慮を考慮する考えが乏しく、日本のグリーン購入法のように GPP を規定する法規の必要性が課題として浮き彫りになった。日本からの技術協力については、両機関から非常に好意的に受け取られ、インドネシア側で次年度以降の技術協力の提案を両機関でまとめ、エコマーク事務局に連絡をすることが合意された。

(2) 協議内容

①日本のグリーン公共調達(GPP)について

日本国環境省眞鍋課長補佐より、スライドを用いて日本の GPP を取り巻く法的枠組み及び GPP の取組について紹介がなされた。要点は以下の通りである。

- スライドにて示した通り、GPP を取り巻く法的枠組みは、廃棄物問題の解決をはじめとした法律のもと、製品をリサイクルしやすいように個別の法律が整備されている。日本では、これらの法律に基づき製品の種類ごとにリサイクル関連法が制定され、リサイクルの仕方が細かく定義されている。これらの法律を土台として、政府が最も高いレベルを実践していくことを目的にグリーン購入法が作られている。
- グリーン購入法以外の法律で最低限取り組むべきことが規定されているが、レベル差がある。そうした中、国の機関として環境によいものを率先して選ぶことによって市場全体の発展を期待するとともに、地方自治体に対して模範となる姿勢を示すことで GPP を推奨している。法律を順守することは当然のこととし、GPP に取り組むことで、日本全体が環境によいものを選んでいくといった方向に誘導していくというのが日本の GPP の考え方である。さらに、それを実現させるために、環境ラベルを効果的に活用し、環境に配慮した商品・サービスとは何かをわかりやすく示していくことが一つの手法であると期待している。
- この打ち合わせを通じた技術協力において、特に日本が活用している GPP への環境ラベルの考え方についてインドネシアと共有し、調達担当者が如何に環境に配慮された GPP にふさわしい製品を選んでいるか、また政府としてそのような製品をどのように認めて情報発信・PR していくかを提案していきたいと考えており、それが本技術協力の趣旨である。
- インドネシアと日本では GPP のベースとなる法体系が異なるが、提案を通じてインドネシアと日本がお互いに抱える環境問題の解決に向け、レベルアップできるとよいと考えている。

②インドネシアのグリーン公共調達(GPP)について

MOEF 標準化センター長を務める Dr. Noer Adi Wardoyo から挨拶及びインドネシアの GPP について説明があった。要点は以下の通りである。

- インドネシアでは、SDGs に資する取組を積極的に行っているとともに、政府の方針のもと GPP も促進している。
- また、政府機関の行動変容のため、エコオフィスという取組も実施している。環境ラベルを活用した GPP やエコオフィス等の取組を通じて、環境配慮型商品の需要を喚起していきたいと考えており、環境に取り組む企業へのインセンティブとしても活用している。
- インドネシア・エコラベルの基準策定については、MOEF が各省庁の枠組みを超えた技術チームを編成して行っている。
- さらに、MOEF では GPP における製品・サービスのリスト作成も行っており、そのリストは LKPP への情報提供のためにも使用される。つまり、LKPP と MOEF はインドネシアの GPP 推進において重要な役割を担っているといえる。
- インドネシアの長期・中期開発計画、行動計画の策定を主導する国家開発企画庁

(BAPPENAS)と協力して、GPP における活動計画がインドネシアの中期開発計画に組み込まれるよう取組を進めている。そういった点からも、日本がインドネシア・エコラベルや GPP について支援してもらえることに感謝している。

続いて、LKPP にて気候ビジネス開発・国際協力課長を務める Ms. Dwi Wahyuni K.から挨拶がなされた。また、スライドを用いて LKPP について説明を行い、要点は以下の通りである。

- ・ インドネシアは、17,508 島から成る独立国家で、70 中央政府機関、34 州 514 県で構成。
- ・ LKPP は、大統領直轄の中央政府機関であり。LKPP の任務は、公共調達に関する規制や戦略の策定、電子調達システムの構築、公共調達に資するキャパシティビルディング、公共調達に関する情報発信である。
- ・ 2020 年 11 月までのデータによると、インドネシアの公共調達の支出規模は、政府支出 1,534 億ドルのうち約 47.8%(733 億ドル)を占めている。公共調達の規模が非常に大きいことから、GPP スキームの成功が重要となっている。
- ・ インドネシアにおける SDGs の取組は、「SDGs 達成のための実装計画に関する大統領規則(2017 年大統領規則第 59 号)」をもとに実施され、SDGs ターゲット 12.7「SPP の促進」にて掲げられていることから、GPP/SPP の取組が積極的に進められている。
- ・ GPP 制度に関する体系図を示した通り、GPP 制度については複数の機関が関与している。

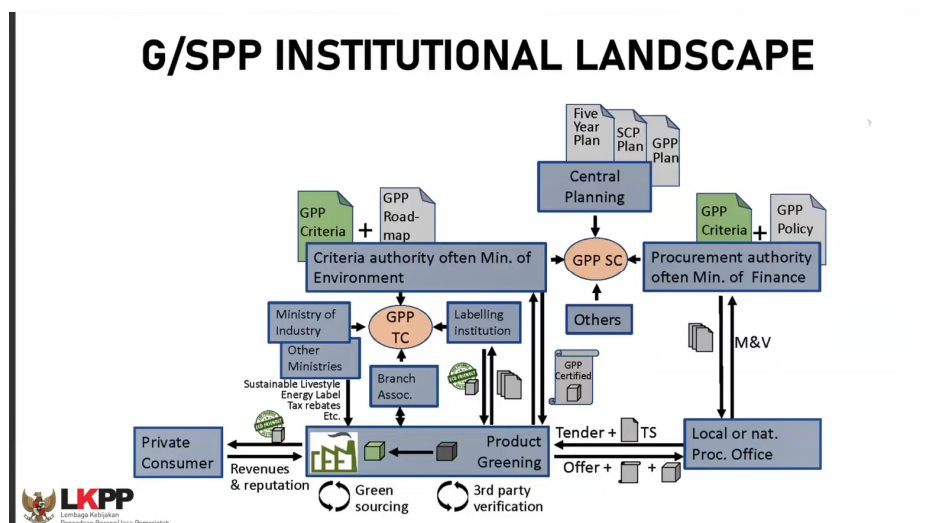


図 2-2-3. GPP/SPP 制度の関連省庁

- ・ GPP/SPP における LKPP の役割は、持続可能な製品や調達プロセス(優良事例や手順等)、法的要求事項に関する情報提供のほか、他省庁との連携協力、研修の実施、モニタリングがある。
- ・ GPP/SPP の成功には 4 つの柱が不可欠であると考える。
 1. 規制：政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)、政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020 年国家調達庁長官通達第 16 号)において、調達すべきコピー用紙と木製家具について規定している。(実際は、ファイル・フォルダ等の文具も規定しており、コピー用

紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプIIエコラベル、木製家具は SVLK 認定製品をグリーン製品と規定している)

2. 連携：政府機関において 617 の調達部署があり、適切な部署と担当者との提携が重要である。GPP を導入するにあたり、GPP 基準を満たす製品がどの程度あるかについても調査している。
 3. キャパシティビルディング：GPP を適切に実施できる人材を育てる。調達に関わる担当者は 会計担当者、プロジェクトマネージャーなど約 12,000 人おり、彼らの能力向上のためのカリキュラムやモデルを用意しているほか、公共調達トレーニングセンターを作っている。
 4. GPP ツール：調達計画や調達プロセスを電子化しているが、どの製品がエコラベルを取得しているかは、まだこの電子プロセス上では確認することができない状況である。
- GPP において、エコラベルを活用しているグリーン製品の例を紹介する。コピー用紙、ファイル等の文具、高圧蒸気幻滅機、インバーター／非インバーターエアコンにインドネシア・エコラベル、タイプIIエコラベル等が表示されている。



図 2-2-4.GPP に活用されている環境ラベル

- GPP 促進の課題としては、公共調達に関わる担当者の思考変容、産業界の対応可能性、GPP の取組を義務とする法規の欠如、高コスト・投資の必要性、国内製品と国外製品との公平性が挙げられる。

③次年度以降の技術協力に向けた意見交換

日本) この技術協力では、いかに両国の制度をレベルアップしていくかがポイントと考えており、まず率直に日本に期待することを伺いたい。

→Dr. Noer Adi Wardoyo) 日本側の提案に感謝したい。MOEF で検討して、次のコミュニケーションにつなげていきたいと考えている。

→Ms. Dwi Wahyuni K.) 支援の提案はありがたい。GPP に積極的に取り組んでいる LKPP

としては、先ほど申し上げた4つの柱(規制、連携、キャパシティビルディング、モニタリング)のどれかに関連した支援をいただければ嬉しい。また、MOEFや他省庁とも検討し、改めて連絡することとしたい。

Dr. Noer Adi Wardoyo) インドネシアはASEAN加盟国の一つであり、SDGsに取り組む国の一つとしても様々な研究を行っているなか、技術協力内容の提案の一つとして、やはり環境ラベル分野での協力が挙げられる。2021年にはASEAN環境大臣会合をインドネシアが主催することが決まっており、日本側がインドネシア以外のASEAN諸国との協力についても興味があるならば、加盟国とも情報共有したうえ、ASEAN諸国ともスムーズに展開できるように話をしていきたい。もちろん、その前に2国間で何が協力できるかを今後、見出していきたい。

また新しい情報として、MOEFが2021年1月に新しい組織を設立することになったことをお伝えしたい。MOEFのインドネシア・エコラベルとGPPの基準を策定するユニットが、独立した機関・庁として基準策定について重点的に役割を担うことになった。日本に提案いただいた協力分野については、新組織を準備していることから、少し時間をいただきたい。今後もチームでコミュニケーションを続けていきたい。

→日本) ASEANへのアプローチについては、非常に有難い提案だと思っている。私たちもASEANの各国と協力関係を築いていきたいと考えている。実はベトナムとは支援業務を先行して実施していた経緯があり、支援内容としては職員の研修、基準案の提供、リサイクル工場の見学などを実施した。結果的にベトナムからは、その経験を踏まえた法改正も実施中と聞いている。そのように喜んでいただける支援を提供できていると考えているので、より良い関係を築いていきたい。

Ms. Dwi Wahyuni K.) 日本環境省の発表について質問をしたい。日本のグリーン購入法では毎年調達目標を設定するとあったが、この目標とは何に基づく目標なのか。予算、もしくは調達量か。

→日本) 全てを包含している。予算や理念と照らし合わせて、調達率(%)を定める。行政は必要なものは購入しなければならないが、予算にも制限がある。しかし、環境によいものを必ず購入する意識を持ってもらうことが目的である。より環境問題に取り組む意識がある機関であれば、翌年の予算を増やしていこう。安かろう悪かろうではなく、きちんと環境に配慮したものを調達する意識を持ってもらうために、毎年、調達率を設定してもらう。

Mr. Sri Aditya Nur Pratama) 日本のGPPは、中小企業に配慮する取組はあるか。インドネシアではエコラベル商品を製造する中小企業の育成を重視しているものの、インドネシアの中小企業がエコラベル基準を満たす製品を製造していくことは難しいと考えられている。

→日本) GPPは政府機関が調達するものであるため、1社しか適用できないレベルの基準は策定しない。国が購入するものであることから、日本中どこでも、いつでも購入できるが条件となっている。そこで、基準策定プロセスにおいて、中小企業も含めた業界団体へのヒアリングを徹底的に行っている。将来に向けた設備投資のお願いのほか、中小企業が参入でき

るようにするという考え方があるからである。もう一つはグリーン購入法ではないが、中小事業者向けの補助金などの支援策が別に存在している。そうした取組を通じて基準を少しずつ強化できており、中小企業から仕事をなくしたといった話は聞いたことはない。

Mr. Theo Sutarto) 中央政府機関への GPP 基準はどのように策定しているのか、また地方公共団体は独自で策定するのか。GPP 基準を策定する専門機関があるのか。

→日本) 国等への機関向けの基準は私が所属する環境経済課にて策定し、基準は地方自治体等にも公表している。地方自治体が GPP を実施するにあたり、公表した基準をそのまま活用してもよいし、独自の基準を策定してもよいとしている。環境省で策定する基準は全国で通用するものであるが、地方自治体にはさらに環境により「プレミアム基準」の設定を呼び掛けている。

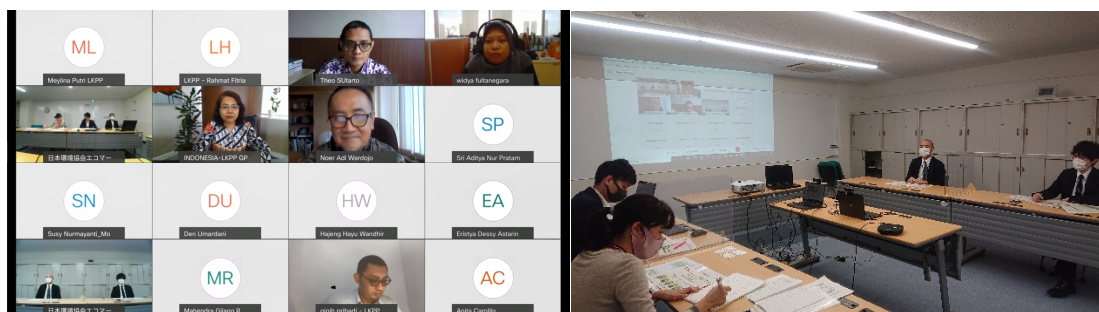
Mr. Gigih Priyadi) 国が基準を策定するとき、どのように市場を見ているか。環境ラベルは色々な環境ラベルがあるが、どの環境ラベルをみているのか。また、中央政府が調達率を設定する話は興味深いが、地方公共団体がさらに厳しい基準を策定すると、中央政府と地方公共団体が設定する基準レベルが異なり、市場に混乱をきたす恐れはないか。

→日本) 一つの環境ラベルをベースにして、GPP 基準を策定していない。企業と対話を行い、どのような取組があるかをヒアリングしたうえで、基準を策定していく。その結果、例えばエコマークの基準と整合しているのであれば、エコマークは基準が整合していることを紹介するだろう。日本の場合、政府が環境ラベルを運営しているわけではない。GPP 基準は定期的に改訂されるため、改定に合わせて、市場にある環境ラベルもレベルアップしてほしいと考えている。エコマークが、常に GPP 基準を満たしていることを謳いたいのであれば、エコマークもレベルアップしてほしいと伝えている。そうすることで、民間事業である環境ラベルに開放することができていると考えている。各環境ラベルが成長することで、私たちも参考にすることができるものが増えるだろう。

2 つ目の質問について、日本は地方自治の権限が強く、国は地方公共団体の GPP を監督する立場ではない。調達目標設定に関する考え方がそれを許しており、地方公共団体は地域の中小企業の現状も含めて、調達基準の策定と調達目標の設定を行うといった意味が込められている。例えば、東京都は国よりも厳しい基準を設定しているが、問題が生じるということはない。東京都は、その地域に高いレベルの製品を提供できる事業者がいるから、東京の GPP は成り立っており、こういった地域の市場が成長することで市場全体を押し上げ、国の基準も引き上げられていくと考えている。

(3) まとめ

- ・ インドネシア側で、来年以降の技術協力の提案をまとめて、エコマーク事務局に連絡をする。
- ・ 日本はその提案をもとに、技術協力の可能性を探る。



会議の様子（（公財）日本環境協会会議室）

2-2-4 今後の展開

今年度は、インドネシアのタイプ I 環境ラベル及び GPP 制度において中心的な役割を担っている MOEF と LKPP とオンライン会議を開催し、両制度におけるインドネシアの最新状況と課題の把握に努めた。オンライン会議に先立ち実施したインターネット及び文献調査では、両制度に関する情報についてインドネシア語による情報収集も積極的に行ったものの情報は非常に限られていたことから、オンライン会議によって得られた最新状況はインドネシアの現状を正確に把握するために非常に有益であった。

インドネシア・エコラベルの普及が進まない要因の一つとして、一般消費者や市場の認知や環境配慮の受容性の低さが考えられる。結果として、事業者の取得ニーズが少なく、認定数が低迷するといった悪循環となっている。この悪循環を脱するためには、GPP 制度との効果的な連携が有効であると同時に、GPP の実効性を向上させるためにも環境ラベルの活用は重要である。実際に、韓国、中国のように環境配慮型製品にインセンティブを与える政策手段として GPP を積極的に活用している事例が多く、環境ラベル及び GPP 制度双方に好影響を与えていると、過年度調査によって明らかになっている。ただし、インドネシアは WTO 政府調達協定(GPA)を受託していないものの、WTO には加盟していることから、環境ラベルを積極的に活用する場合は WTO 協定との齟齬がないよう、その在り方について十分に考慮することが必要である。また、タイプ I 環境ラベルは総じて市場の上位 20~30%が取得できる基準レベルが設定されることが多く、環境技術が伴わない発展途上国では、タイプ I 環境ラベル基準を満たすことができる製品を製造できる事業者が少なく、普及が進まない要因ともなっている。そのためにも、産業界とのコミュニケーションが重要であり、インドネシアの事業者の対応可能性を考慮した基準策定が求められる。MOEF の Ms. Nurmayanti からは、インドネシア・エコラベルの基準策定及び基準策定に係るキャパシティビルディングの協力を希望する意見があり、これらの要因も踏まえながら、中長期的視点に立った技術協力を展開していくことが必要となる。

一方、インドネシアにおける GPP の現状は、GPP の規定や義務化を定める法規の欠如、調達担当者の認知度及び認識不足などがオンライン会議で多くの課題が指摘され、有効的に機能しているとは思えない状況であった。公共調達の巨大な調達力を活かし、公的機関が環境配慮型製品を購入することでグリーン市場への転換を誘導する GPP は、UNEP 等の国際機関の支援もあって多くの国でその取組が行われている。その制度構造は、日本のグリーン購入法のように GPP に特化した法律を制定する場合もあれば、環境基本法や公共調達関連法などに条文の一つとして明記するケース、関連規則として実施するなど多岐に渡る。しかし、ASEAN 加盟国に代表される発展途上国は、法整備にあたり他省庁や関連部署等との事前調整が行われることが少なく、法令間で生ずる矛盾が実効性に大きな影響を与えることが多いと指摘されている。前項にある通り、インドネシアにおいても公共調達に関連する大統領規則と環境に資する基本法にあたる環境保護法でそれぞれ環境配慮が求められているものの、その関わりが言及されていなかったが、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号によって、ようやく一定の制度的な枠組みが形成されたと考えられる。ただし、GPP に関する現在の具体的な法体系についてはヒアリング会議においても特に言及されておらず、またインターネット及び文献調査でも具体的な情報が得られなかったため、今後の効

果的な運用促進が望まれる。

今後、インドネシア側より希望する技術支援内容をまとめた提案がなされる予定となっている。その提案をもとに日本側で検討を行い、次年度以降の具体的な技術協力の実施内容についてインドネシア側とメール等による調整を行い、早期の技術協力開始を目指すこととしたい。